

改正

平成19年3月26日告示第17号

平成19年9月28日告示第62号

平成22年6月25日告示第37号

平成28年11月18日告示第32号

軽井沢町広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、軽井沢町が保有する公有財産、物品、印刷物及びその他の資産（町のホームページを含む。）に民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることにより、町の財源を確保するとともに、町民の福祉の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告の募集)

第2条 広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）は、公募する。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りではない。

2 広告主等の募集及び決定方法並びに広告掲載に必要な手続きは、町長が別に定める。

(広告の内容)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 当該広告の内容について町が推奨している等誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (8) その他、広告として掲載することが適当でない町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関する基準は、町長が別に定める。

(広告枠の販売等)

第4条 広告枠は、次の各号に掲げる者に販売又は賃貸し、それぞれ当該各号の区分に定める方法により広告料金を設定する。

- (1) 広告主 入札により最高額で落札した価格、見積により契約した価格（以下「落札価格」という。）又は市場価格を参考にあらかじめ設定した価格（以下「設定価格」という。）で設定
 - (2) 広告取扱業者 落札価格で設定
 - (3) 複数の広告取扱業者 設定価格で設定
- 2 設定価格は、広告枠に係る実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、広告掲載期間の長短等を考慮し、町長が定める。

（広告掲載審査委員会）

第5条 広告内容等の可否を審査するため、広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、事務局を総合政策課に置く。

- 2 審査委員会の委員長は副町長を、委員は総合政策課長、総務課長、環境課長、教育委員会こども教育課長及び総合政策課企画調整係長をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 審査委員会は、広告の掲載に関し、疑義が生じた場合において委員長が必要と認めるときに招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告の掲載を担当する課長等に会議への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。
- 5 前項に定めるほか、委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

（掲載広告に関する責任）

第7条 掲載した広告に関する責任は、広告主等が負う。

- 2 広告内容が第3条の規定の対象となることが判明し、広告主としない決定をした場合は、広告の掲載を中止するものとする。
- 3 前項の広告の掲載の中止に伴い生じる経費は広告主等が負担する。

- 4 広告主等は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(広告料の還付)

第8条 既に納付された広告料は、返還しない。ただし、広告主等の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、広告料の全部又は一部を還付することができる。

- 2 広告料の還付基準については、町長が別に定める。

(雑則)

第9条 広告の掲載については、この要綱に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日告示第17号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日告示第62号）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日告示第37号）

この要綱は、平成22年6月25日から施行する。

附 則（平成28年11月18日告示第32号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。